

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

埼玉県越谷県土整備事務所長 細 田 哲 也

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 越谷川口線
- 三 道路の区域

新 B	旧 A	旧 新 別
越谷市南越谷一丁目二九三二番二地先から同市新越谷二丁目一七番一地先まで	越谷市弥生町八八九番地先から同市新越谷二丁目九番一地先まで	区 間
一五・九〇〇 二七・九八	八・六七〇 一六・五三	敷地の幅員 (メートル)
一三六三・九五	二三一〇・〇	延長 (メートル)
	越谷市へ移管	備 考